

[事案 29-355] 契約解除取消請求

・平成 30 年 9 月 9 日 裁定不調

<事案の概要>

告知の際、募集人に通院の事実を告げていたこと等を理由に、契約解除の取消しを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

慢性腎不全により入院したため、平成 28 年 4 月に契約した医療保険に基づき入院給付金を請求したところ、告知義務違反により契約を解除されたが、以下の理由により、契約解除を取り消すか、既払込保険料を全額返還してほしい。

- (1)告知の際、募集人に対して通院していることを伝えていた。また、告知書の体重欄を書き換えるよう指示されたり、給付金を請求するための診断書の提出を保留するよう指示されたりした。
- (2)本契約が解除されるのであれば、本契約は無効となるので、今までに支払った保険料は返還されるべきである。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1)募集人は、申立人の通院の事実について、全く聞かされていなかった。また、募集人には告知受領権がなく、仮に募集人が通院の事実を知っていたとしても、本契約の解除の妨げにはならない。
- (2)告知義務違反による契約解除は、約款に記載のとおり、将来に向かって契約関係を解消するものであるから、当社は解除前の契約期間に対応する保険料を返還する義務を負わない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理のほか、告知時・契約時の経緯等を確認するために、申立人および募集人の事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、申立人が募集人に対して通院の事実を伝えていたとは認められず、保険会社において申立人に保険料を返還する義務があるとは認められないものの、紛争の早期解決の観点等から、本件は和解により解決を図るのが相当であると判断し、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、申立人から和解案を受諾しないとの回答があったため、手続を終了した。